単 価 売 買 契 約 書 (案)

奈良県総合医療センター 院長 菊池 英亮(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、 奈良県総合医療センター職員被服一式について、次のとおり契約を締結する。

- 第1条 この契約の要項は次のとおりとする。
 - (1) 品名・規格及び単価 別紙明細書のとおり

(ただし、消費税及び地方消費税は含まない。)

- (2) 契約期間 契約日から令和2年3月31日
- (3)納入場所 奈良県総合医療センター
- (4) 契約保証金 ○○○○
- (5)代金支払場所 甲の指定するところによる。
- 第2条 乙は、契約期間中甲の発注あるごとに、そのつど指定する期日までに甲の検査をうけたうえ現品を納品する ものとする。
- 第3条 検査の結果不良品があるときは、乙は当該被服を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。なお、検査に必要な経費及び検査により生じた損失は乙の負担とする。
- 第4条 検査以前に生じた被服の亡失、き損等はすべて乙の負担とする。
- 第5条 被服納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までに良品と交換するものとする。
- 第6条 売買代金の支払いは、検査が終了し甲が被服を受領した後、乙からの支払請求書を受理した日から起算して 30日以内にするものとする。
- 第7条 この契約の締結に要する費用及び被服納入に要する費用は、乙の負担とする。
- 第8条 権利義務の譲渡禁止、遅延利息、契約に係る損害賠償及び契約の解除については、地方独立行政法人奈良県 立病院機構契約規程に定めるところによる。
- 第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。
- 第10 条 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。
 - 一 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であ

るとき。

- 二 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 三 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 六 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 七 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、甲が甲との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 八 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100 分の10 (乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額) に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
- 第11 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」 を守らなければばらない。

上記契約を保証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県奈良市七条西町二丁目897-5 奈良県総合医療センター 院 長 菊 池 英 亮

Z 0000000 0000000 0000000

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事務所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損(「以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な 監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。 (事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(指宝腔僧堂)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三 者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき 事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「法人」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。